

市有財産の貸付公募実施要項 (一般競争入札方式) (駐車場用途限定)

令和7年6月実施

横 浜 市 道 路 局

目 次

I	概要	…	3
II	貸付内容（条件等）について	…	4
III	物件の下見及び質問書の提出と回答について	…	7
IV	応募について	…	7
V	応募申込者の資格審査	…	9
VI	入札及び開札	…	10
VII	契約方法等について	…	12
VIII	応募申込者がいない場合等の再公募について	…	12

資料（申請書等）

契約書見本	…	13
質問書	…	17
一般競争入札参加申込書	…	18
事業計画書及び土地利用計画書	…	20
役員等氏名一覧表	…	21
委任状	…	22
入札書	…	23
公有財産貸付申請書	…	24
一時貸付土地返還届	…	25
公募要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先	…	26

I 概要

保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、市有地（道路事業予定地）について、価格競争入札により、貸付公募を行います。

1 貸付物件（土地）

所在地番	貸付面積	備 考
横浜市都筑区佐江戸町 861 番 4、872 番 ※別紙 1「図面集」のうち、①の範囲	624.66 m ² (現況優先)	用 途 地 域：工業地域(60/200) 貸 付 期 間：令和 7 年 12 月 1 日から 令和 12 年 11 月 30 日まで 最低入札価格：月額 286,094 円 (624.66 m ² ×458 円) 入 札 保 証 金：免除 貸 付 条 件：「Ⅱ 貸付実施要領」参照

※落札者は上表の貸付物件に加えて、隣接する道路事業予定地(48.71 m²)及び道路区域(639.84 m²)の利用を希望することができます。

詳細は、「Ⅱ 貸付内容（条件等）について 9 隣接区域について」をご確認ください。

※案内図、位置図、現地写真等は、別紙 1「図面集」を参照ください。

2 公募のスケジュール

公募要項の配布	令和 7 年 6 月 20 日（金）午前 10 時～令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時 【配布場所】横浜市庁舎 22 階道路局事業推進課及び道路局ホームページ
質問書の受付・回答	受付：令和 7 年 6 月 20 日（金）から令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時まで 回答：令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時までに道路局ホームページ上で回答
申込者の受付	令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで（必着） 【受付場所】横浜市庁舎 22 階道路局事業推進課
貸付料入札参加者の決定	令和 7 年 8 月 29 日（金）まで ※決定通知は、令和 7 年 9 月 3 日（水）までに応募申込者へ通知します。
入札書の受付	令和 7 年 9 月 3 日（水）から令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）
入札書の開札・借受人の決定	令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 1 時 30 分～ 【開札場所】貸付料入札者の決定通知時に併せて通知します。
契約保証金の納付	本市が指定する期限まで（契約締結前）に、本市の発行する「納付書」により契約保証金（貸付料の 3 か月分）を納付してください。 契約保証金は貸付期間満了時に還付します。
契約書の締結	令和 7 年 11 月頃まで
貸付開始 貸付料の納付	令和 7 年 12 月 1 日（月）から ※現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡したものとします。 ※本市の発行する「納入通知書」により初回貸付料を納付してください。

※ 今回の一般競争入札による公募では、土地の一部分のみの貸付は行いません。

※ スケジュールは変更となる場合があります。

Ⅱ 貸付内容（条件等）について

1 貸付物件

横浜市都筑区佐江戸町 861 番 4、872 番

※貸付対象範囲は別紙 1「図面集」のとおり。

2 貸付期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日（5 年間）

貸付期間満了後、本市が支障なしと判断した場合に限り、1 回のみ更新することができます。

ただし、更新した場合の貸付期間満了日は最長で令和 17 年 3 月 31 日までとします。

3 貸付料

(1) 決定方法

入札を実施し、落札価格を月額貸付料とします。

(2) 計算方法

月額によるものとし、貸付期間が 1 か月に満たないとき又は貸付期間に 1 か月未満の端数があるときは、1 か月を 30 日とした日割りをもって計算します。

(3) 納付方法

本市が発行する納入通知書により、年度毎に本市が定める期日までに納付してください。

(4) 契約更新時の貸付料

貸付期間満了後、契約を更新する場合は、土地の価格を算定し、当初落札価格との乖離がある場合は、更新後の契約料を改定することがあります。

4 貸付条件

(1) 貸付けの用途

自動車駐車場

(2) 用途の制限等

ア 平置き駐車場とすること。

イ 車両出入口とは別に利用者通行口を設ける等、利用者の安全対策に努めてください。

ウ 原則として、貸付開始後 1 年以内に自動車駐車場の用に供すること。

エ 貸付地に堅固な建物を建設することや、住居を併設することはできません。

また、次の(ア)から(キ)に該当する使用はできません。

(ア) 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途

(イ) 政治的又は宗教的用途

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等)、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(成人向け DVD ショップ等を含む。)の用途

(オ) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び関

係法令、要綱等に違反する用途

(カ) その他本市が適さないと判断した用途

(キ) 第三者をして(ア)から(カ)の用途に使用させること

(3) 貸付方法

ア 地方自治法 第238条の4第2項第1号に基づく行政財産の貸付けとなります。

イ なお、契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条の規定に基づく一時使用目的の賃貸借契約とします。

ウ 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装）などを含むものとし、越境物や占有物などがある場合についても現状有姿のままでお貸しすることになります。

エ 貸付物件は、隣接地と一体としてフェンスで囲われています。貸付物件のみ使用する場合は、使用範囲を明確化するため、貸付物件と隣地の間に簡易的なフェンス等を設けていただきます。

また、既存のフェンスの扉は、隣接地②に設置されています。そのため、貸付物件のみ使用する場合は、別途、貸付範囲内に出入口を設けてください。

詳細は、「Ⅱ 貸付内容（条件等）について 9 隣接区域について」及び別紙1「図面集」をご確認ください。

(4) 禁止事項

ア 権利設定及び譲渡の禁止

借受人は、あらかじめ本市から書面による承認を受けた場合を除いて、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。

なお、時間貸し及び月極駐車場は転貸とは解釈しないものとします。

イ 貸付財産の形質変更の禁止

借受人は、貸付対象財産の使用にあたり、貸付財産の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ本市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

(5) 貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は「Ⅱ 10 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を原状に回復して本市に返還しなければなりません。

この場合、借受人は本市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

また、借受人は物件の返還にあたり、本市に「一時貸付土地返還届」を提出するものとします。

5 借受人の義務

(1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、本市は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力していただかなければなりません。

(2) その他

ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った使用をしていただきます。

イ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ 借受人は、本市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を

遵守しなければなりません。

エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

オ 借受人は、貸付対象財産について、契約期間中に現状変更等をしようとする場合は、「現状変更承認申請書」等を提出し、承認がなされた後に作業等を実施してください。

6 違約金

借受人は貸付期間中に、次の事由が生じた場合は、それぞれに定める金額を違約金として支払わなければなりません。

- (1) 「Ⅱ 5 借受人の義務」に違反した場合
貸付料の 12 か月相当額
- (2) 「Ⅱ 4 貸付条件」に違反した場合
貸付料の 36 か月相当額

7 引き渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に現状有姿で引き渡しを行ったものとします。

8 物件の返還

- (1) 借受人は貸付期間が満了するまでに貸付物件を、原状回復するものとします。
- (2) 借受人は物件の返還にあたり、本市職員による確認を受けるものとします。
- (3) 借受人は物件の返還にあたり、「一時貸付土地返還届」を提出するものとします。

9 隣接区域について

借受人は、隣接する区域（「別紙 1 図面集」のうち、②48.71 m²及び③639.84 m²）の利用を希望することができます。

②の区域については、貸付物件「佐江戸町 861 番 4、872 番」（624.66 m²）と併せて契約を行い、契約料は落札額と同額とします。

③の区域については別途、道路局建設課に「道路占用許可申請書」を提出し、許可を受けた上で、道路占用料条例に基づく、道路占用料を納入する必要があります（道路占用料は年度により改定される場合があります。令和 7 年度現在：道路占用料 5,500 円／m²・年）。

なお、②、③のみの利用はできません。

10 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、本市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受人が「Ⅱ 4 貸付条件」記載の事項に違反、あるいは「Ⅱ 5 借受人の義務」記載の義務を果たさない場合。
この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。
- (2) 本市が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
この場合、納入済の貸付料については、貸付期間の残存日数に応じて返還します。
- (3) 借受人が、契約期間にかかる貸付料全額を納入し、書面による契約解除の申入れをした場合。
この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

Ⅲ 物件の下見及び質問書の提出と回答について

1 物件の下見

物件の下見は原則として省略します。下見を希望される場合は、電話又はＥメールで道路局事業推進課まで連絡をお願いします。

2 貸付公募実施要項に関する質問書の提出と回答

貸付公募実施要項についての質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 6 月 20 日（金）から令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

別紙様式「質問書」を受付期間中に道路局事業推進課へ提出してください。

提出先アドレス：do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

※ Ｅメール又は持参により提出してください。

※ 受付時間内に電話によりＥメールの受付を確認してください。送信していても受信できていない場合には受付できません。【道路局事業推進課 045(671)3532】

(3) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時までに道路局ホームページに掲載します。

3 下見及び質問についての連絡先

末尾の「公募要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

Ⅳ 応募について

1 応募資格

応募者は次の各号に掲げる条件を全て備える者としします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること（一般競争入札の参加者の資格を有する者）。
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに公有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
- (5) 貸付公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 契約時までには契約保証金の支払いが可能であること。

2 応募の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- (1) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

3 応募方法

受付期間内に、応募に必要な書類を各 1 部用意し、道路局事業推進課へ郵送又は持参で提出してください。

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで（必着）

（ただし、土、日、祝祭日を除きます。）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

（ただし、正午から午後 1 時までを除きます。）

(3) 受付場所

末尾の「公募要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

(4) 応募に必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 事業計画書（収支の見込み等を記載）及び土地利用計画書（駐車場区画の配置、時間貸駐車用の精算機等の設置場所を記載）

※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、事業計画書及び土地利用計画書にその内容を記載してください。

ウ 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

※ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの

エ 印鑑証明書

※ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの

オ 役員等氏名一覧表又は法人役員名簿（役員等氏名一覧表と同様の内容を記載）の写し（指定暴力団の構成員でないことの調査・照会用）

カ 最近 2 年間の納税証明書（「法人税 その 1 納税額証明書」及び「市民税（法人分）」

キ 財務諸表の写し（最近 1 期分）

※ 個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること

(5) 注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、書類作成等は応募者の負担により行うものとします。

※ 提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

(6) 応募後の調査等について

応募後、資格審査のための財務診断、調査等を実施させていただきます。また、選定にあたって、事業計画等についてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V 応募申込者の資格審査

1 審査方法

応募受付期間に申込を済ませた応募申込者を対象に、資格審査を行います。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募申込者を貸付料入札者とします。

(1) 資格審査は、提出された書類を元に行います。

(2) 応募内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は審査の対象としません。

2 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

- 貸付けの用途
 - ・貸付用途が要項で示したものか否か、制限をした用途に該当していないか
- 周囲との調和性
 - ・周囲との調和性が取れているか、周辺に悪影響を与えないか
- 事業計画の実現性
 - ・資金計画、建築計画、スケジュール、経営の安定性、導入施設の実現性
- 応募資格等
 - ・応募資格は適正か、応募制限に該当していないか

3 審査結果

審査結果については令和7年9月3日（水）までに、全ての応募者に対して文書で通知します。

全ての審査項目が適正とされた応募申込者は、貸付料入札者として入札に参加することができます。

VI 入札及び開札

貸付料入札者は、本公募要項を熟覧の上、以下のとおり入札書を提出してください。

なお、以下の受付期間内に入札書を提出しない方は、本入札に参加することができません。

1 入札受付等

(1) 受付期間

令和7年9月3日（水）から令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 郵送先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局事業推進課 担当：川村

電話：045-671-3532

※ 書留郵便・簡易書留郵便にてお送りください。

※ 持参される場合は、事前にご連絡の上、横浜市庁舎22階道路局事業推進課までお越しください。

(3) 提出書類

ア 横浜市長により入札参加資格があることの確認を受けた通知書の写し

イ 入札書及び入札用封筒※1※2※3

※1 入札用封筒は、審査通過者の結果通知とともに該当者に送付します。

※2 代理人の方が入札する場合は、委任者の実印を押印した別添様式による委任状が必要になります。入札書には、委任者の実印とともに委任状に押印されている代理人の実印を押印してください。代理人の方は、本人確認書類等の添付をお願いします。

※3 入札方法については、「(4) 入札方法等」をご参照ください。

(4) 入札方法等

ア 入札方法

入札は、本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をした上で、横浜市長により入札参加資格があることの確認を受けた通知書の写しと共に期限までに書留又は簡易書留にてお送りください（持参可）。

イ 入札金額の表示

入札金額は、貸付料（月額）の1か月分の額を表示してください。

ウ 入札にあたっての注意事項

(ア) 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

(イ) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

(ウ) 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 応募時の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名を欠く入札
- カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(7) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

2 開札の実施

(1) 日時

令和7年9月22日（月）午後1時30分から（入場は午後1時20分から）

※ 開札の立会い（会場への来場）は任意ですが、来場される場合は入札参加申込書にチェックをしてください。

※ 開札会場への入場は、1入札につき2名までとします。

(2) 場所

貸付料入札者の決定通知時に併せて通知します。

3 落札者の決定方法

- ・開札の結果、本市で定める最低賃料（月額）の1か月分以上の最高額の入札をした者を落札者と決定します。
- ・最高額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- ・落札者及び落札金額については、道路局ホームページ「道路事業予定地の公募貸付」に掲載します。

4 次点者について

本市で定める最低賃料（月額）の1か月分以上の最高額の入札の次点にあたる入札をした者は、次点者として取り扱います。

次点となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって次点者を決定します。

（くじによる落札者の決定方法に準じます。）

落札者が落札決定の月の3か月後の月の1日付で公有財産貸付契約書を締結しない場合、次点者と公有財産貸付契約書を締結します。

Ⅶ 契約方法等について

1 契約保証金の納付

契約保証金は、落札した月額貸付料の3か月分に相当する金額とし、契約時まで、本市が発行する納付書により納付することとします。

2 公有財産貸付契約書の締結

入札終了後、落札者には貸付決定通知書、契約書及び納付書をお渡しします。落札者は、令和7年11月頃までに、本市の定める様式により、公有財産貸付契約書を締結していただきます。

契約の締結には、次の書類を添付します。

- (1) 公有財産貸付申請書
- (2) 使用前の写真
- (3) その他必要な書類

なお、貸付契約書に貼付する収入印紙（200円）に要する費用は、契約者の負担となります。

- ・ 公有財産貸付契約書（例）参照
- ※ 公有財産貸付契約書（例）は標準的な契約条項を示していますので、必要により契約条項を調整することがあります。

3 貸付料の支払い

本市の発行する納入通知書により、毎年度の指定日までに、年間の貸付料を支払うこととします。

Ⅷ 応募申込者がいない場合等の再公募について

1 再公募

貸付物件について、以下のいずれかに該当する場合でも、随意契約による貸付公募（随時募集）は行いません。ただし、本市の事業に支障がないと判断した場合は、再度、競争入札による公募を行う場合があります。

- ・ 応募申込者がなかった場合
- ・ 応募申込者はあったものの、資格審査の結果、貸付料入札者がなかった場合
- ・ 落札者から辞退があり、且つ繰り上げ予定者がなかった場合
- ・ 最低入札価格未満の入札のみの場合

公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人_____（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所	在	区 分	数 量
			m ²

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとりの用途（平置き駐車場）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとする。

2 貸付期間満了後、横浜市が支障なしと判断した場合に限り、1回のみ更新することができる。
ただし、更新した場合の貸付期間満了日は、最長で令和____年3月31日までとする。

なお、乙は更新を希望する場合は、前項に定める貸付期間の満了する6か月前までに、甲に対し、書面により協議を申し込まなければならない。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金_____円（月額_____円／非課税）とする。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

2 前項に定める年度毎の貸付料の計算方法は、月額を基準とし、各年度の貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

（契約保証金の納付等）

第7条 乙は、契約保証金として貸付料の3か月分金_____円（非課税）を甲の発行する納付書により契約時まで納付しなければならない。

2 甲は本契約が終了し、貸付物件を返還させる際に、前項の契約保証金を乙に返還しなければならない。ただし、乙において未納の貸付料、損害賠償金その他の債務金があるときは、契約保証金のうちからこれを控除する。また、甲から乙への契約保証金の還付にあたっては、利子を付さない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第8条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間について

ても、365 日当たりの割合とする。

3 前 2 項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に 1,000 円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が 2,000 円未満である場合はその全額を切り捨てる。

4 前 3 項により計算した違約金の額に 100 円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てるものとし、違約金の額が 100 円未満である場合にはその全額を切り捨てる。

(貸付料の改定)

第 9 条 経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認められた場合には、本市は貸付料を改定することができる。

(物件の引渡し)

第 10 条 甲は第 4 条に定める貸付期間の初日に、第 2 条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとする。

(契約不適合)

第 11 条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第 12 条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第 13 条 乙は、貸付物件を第 3 条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前 2 項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 14 条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第 15 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第 1 項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況

に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他報告を求めることができる。この場合においては、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がない場合

(2) 第 13 条、第 14 条及び前条第 1 項又は第 2 項に定める義務に違反した場合

(3) その他甲が必要と認める場合

(違約金)

第 17 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間中であって、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第 13 条第 2 項又は前条に定める義務に違反した場合

貸付料の 12 か月相当額

(2) 第 3 条、第 13 条第 1 項又は第 14 条に定める義務に違反した場合

貸付料の 36 か月相当額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合

(2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の 5 第 4 項）

(3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(4) 甲は、第 13 条第 2 項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分

2 乙は、第 4 条に定める貸付期間（契約の更新を行った場合は更新した期間を含む）の貸付料全額を納入したときに限り、書面により契約解除を申し入れることができる。

(原状回復)

第 19 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第 20 条 契約が解除された場合において、甲は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、甲は、第 18 条第 1 項第 2 号により契約を解除し、未経過期間にかかる貸付料が 1,000 円以上の場合には、これを返還するものとする。

(損害賠償等)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第18条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第22条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了し、又は第18条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に関し疑義がある場合、又はこの契約に定めのない事由が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印した上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市道路局長

借受人(乙)

質 問 書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

応募申込予定者 住所（又は所在）

氏名（又は名称）

（代表者名）

担当者氏名

電話番号

質問事項	質問内容

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課

電 話 045 (671) 3532

E メール do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

一般競争入札参加申込書

横浜市 契約事務受任者
横浜市道路局長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

代理人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

令和7年6月20日執行の横浜市市有財産の貸付公募（一般競争入札方式）（駐車場用途限定）に参加したいので、定める入札参加資格その他の条件を満たしていることを確認のうえ、次のとおり申し込みます。

1 申し込む土地

種 別	土 地	新 規
表 示	横浜市都筑区佐江戸町861番4、872番	
	地 目 宅地	地 積 624.66㎡

【添付書類】

個人の場合 （1）印鑑登録証明書 （2）最近2年間の国税の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税） （3）最近2年間の市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税）
（4）身分証明書（破産者でないことの証明） （5）登記されていないことの証明
法人の場合 （1）法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） （2）代表者の印鑑証明
（3）法人役員名簿 （4）最近2年間の納税証明書（法人税、市民税） （5）財務諸表の写し

※ 事業計画書及び土地利用計画書（利用目的詳細を記載した書面）も添付してください。

□開札立ち合いを予定している場合は、左の□にチェックをしてください。（立会いは任意です）

（裏面あり）

2 確認事項（次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。）

- ☐ (1)応募者は、次に掲げる者ではありません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
 - イ 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けている者
 - ウ 国税及び市税の滞納を滞納している者
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者
 - オ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
 - キ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

- ☐ (2)本市が別紙「役員等氏名一覧表」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。

- ☐ (3) 2 (1)及び(2)について、本書面により誓約します。

3 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先 (資料送付先等)	〒 TEL

事業計画書及び土地利用計画書

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号

事業計画及び土地利用計画は次のとおりです。

種 別	土 地	新 規
表 示	横浜市都筑区佐江戸町861番4、872番	
	地 目 宅地	地 積 624.66㎡
使用目的	駐車場	
理 由	自動車駐車場の運営を行うため。 【事業計画】 事前準備・工事 令和 年 月 日から令和 年 月 日予定 駐車場運営 令和 年 月 日から令和 年 月 日予定 撤去・原状回復 令和 年 月 日から令和 年 月 日予定	
貸 付 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（ か月＋ 日）	
貸 付 料	別途入札により決定	
添付書類	計画図面は別紙のとおり	

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課
電 話 045 (671) 3532
E メール do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員等

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日	性別	住 所
代表者			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

本様式に記載された情報を入札参加資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名
代表者職・氏名

委任状

令和 年 月 日

受任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産の公募貸付に関する一切の権限

種別	土 地		新 規	
物件	横浜市都筑区佐江戸町 861 番 4、872 番			
	地 目	宅地	地 積	624.66 m ²

令和 年 月 日

委任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

添付資料 個人の場合：印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）
法人の場合：資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）及び
印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）

- （注） 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入 札 書

令和 年 月 日

横 浜 市 長

住所（又は所在）

氏名（又は名称）

（代表者名）

実印

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募実施要項に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

種別	土 地	新 規
物件	横浜市都筑区佐江戸町 861 番 4、872 番	
	地 目	宅地
	地 積	624.66 m ²

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。

本件責任者	部 署 名 （任意）	氏 名
	連 絡 先	
担 当 者	部 署 名 （任意）	氏 名
	連 絡 先	

【注意事項】

- 入札金額は、**1 か月間の契約希望価格の金額**を記載してください。
- 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印してください。
- 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とします。
- 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載してください。両方記載がない場合は、無効とします。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とします。
- 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とします。

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号

次のとおり公有財産（土地）の貸付けを願いたく、関係書類を添えて申請します。

種 別	土 地	新 規
表 示		
	地 目 宅地	地 積 m ²
使用目的	駐車場	
理 由	自動車駐車場の運営を行うため。 【事業計画】 事前準備・工事 令和 年 月 日から令和 年 月 日予定 駐車場運営 令和 年 月 日から令和 年 月 日予定 撤去・原状回復 令和 年 月 日から令和 年 月 日予定	
貸 付 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（ か月＋ 日）	
貸 付 料	別途入札により決定	
添付書類	(1) 事業計画書及び土地利用計画書 (2) 使用前の写真 (3) その他必要な書類	
特 記	私は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。	

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課
電 話 045 (671) 3532
E メール do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

一時貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約第 19 条の規定に基づき、一時貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

種別	土 地		新 規	
表示				
	地 目	宅地	地 積	m ²
一時貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
土地返還日	令和 年 月 日			
立会年月日	令和 年 月 日			
添付書類	現況写真（原状回復後のもの）			

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課
電 話 045 (671) 3532
E メール do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

公募要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

今回の貸付に関する問い合わせ先は次のとおりです。

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎22階）
担 当 部 署	横浜市道路局計画調整部事業推進課 担当 川村
電 話 番 号	045-671-3532（直通）
E メ ー ル	do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp
受 付 時 間	祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く）
備 考	公募要項は、道路局ホームページに掲載します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/kashitsuke-kobo.html 